

2024 年 5 月 9 日

大 阪 市 教 育 委 員 会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校給食調理員労働組合
執行委員長 野村 あづさ

現業統一闘争に関する要求書

日頃、大阪市における学校給食事業並びに、給食調理員の勤務労働条件改善に努力されている貴教育委員会に敬意を表します。

昨年、大阪市の人事委員会勧告では、2年連続となるプラス較差が示されました。月例給は3,869円、一時金は0.10月分の引き上げが勧告されましたが、組合員の給与水準は依然として低い状況にあります。

また給与制度改革以降、多くの組合員が最高号給に達しており、今年度より号給増設が行われたとはいえ、55歳昇給停止の制度により、19年間新規採用が凍結され、高齢化が進んでいる中、結果的に昇給できない組合員が年々増加しています。現在の大阪市の給与制度は定年延長を見据えた制度に合致しておらず、早期に見直すべきであり、早急に総合的な人事・給与制度を構築すべきです。

職員が自身の生活に不安を抱くことなく、高い使命感と責任をもって子ども達のいのちと成長を守るために専念できる給与と勤務労働条件の確保こそが重要です。

そのためにも、大阪市教育委員会は、未来ある子どもたちの成長の糧となる「学校給食」が、豊かで笑顔あふれるものであり続けられるよう、労使一体となり進めていくべきと考えます。子どもたちの「食」を守り、その「職」を守るため真摯に業務にあたる給食調理員の働きやすい職場環境、賃金労働条件、制度の改善を要求します。

以下の要求項目に対して、大阪市教育委員会としての誠意ある回答を要求します。

記

1. 学校給食を自治体行政の責任として直営を基本とした体制で行うこと。
2. 地公労法上の団体交渉権、労働協約締結権を遵守し、賃金・勤務労働条件の変更については、事前に協議し、誠実な団体交渉により決定すること。また、技能職員が果たしている職責をふまえ、職務給の原則に基づいた給料表の構築に向け、給料表構造を抜本的に改めること。給与制度改革に伴う各級最高号給到達者の勤務実績が昇給に反映されるように改善すること。
3. 格付基準（臨時期間・前歴の格付通算を含む）の改善を図るとともに昇格枠の拡大を図

ること。特に、技能労務職２級昇格条件の改善を図ること。

4. 定年引上げを踏まえた将来の人事給与制度の全体像を見据え、55歳昇給停止を廃止すること。
5. 地域手当は本給繰り入れを基本に改善を図ること。
6. 「職員基本条例」に基づく相対評価による給与反映は即時廃止すること。また、人事評価結果の昇給制度への活用は、給与制度改革の実施に伴い、評価結果が昇給に反映されない組合員が多数存在することも踏まえ、慎重に検討を行い十分な交渉・合意により改善を図ること。人事評価制度については、あくまで人材育成を目的とした制度であることを十分認識するとともに、職場の実情に応じた評価を行うなど、より納得性の高い評価制度となるよう引き続き労使協議を行うこと。
7. すべての公務災害・職業病を一掃するという強い決意をもって労働基準法・労働安全法を遵守し、労働安全衛生管理体制の強化・充実をはかること。
8. 給食が安全に提供でき、また児童生徒が安心して喫食できるよう安全衛生管理体制の一層の充実をはかること。調理員の健康保持と、食材の安全を確保するため給食室に空調設置を行うこと。また、老朽化した給食室の改修・改築を直ちに行之、文部科学省が推進する衛生管理基準に沿うよう職場の環境改善・整備を図ること。
9. 業務、労働実態に見合う人員配置と要員の確保を行い多様化する献立調理業務に見合った配置基準とすること。また、年度途中の退職等に伴う欠員の補充は正規職員で対応すべきで、やむを得ず会計年度職員を配置する場合は、正規職員と同じ勤務時間とすること。給食調理技術の継承を図るためにも新規採用を行うこと。
10. 労使関係については、法令を遵守し「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。
11. 近年多発している大規模災害の現状を踏まえ、学校施設が避難所となることから避難所施設の運営、住民に対しての炊き出しなど、災害時における自治体現場力を活用した危機管理体制を確立すること。また、近隣自治体を含めた災害発生時における職員の参集基準や労働条件などは労使による協議を行い、早期の復旧・復興が可能となる体制を確立し研修訓練を行うこと。
12. 学校給食調理員に対するあらゆる差別を撤廃すること。